

平成28年9月30日

▼タイトル

病児保育利用料の算定誤りについて

▼概要

市民税課税世帯のうち、所得税非課税世帯の病児保育利用料を児童1人1日につき1,000円を徴収するところを、誤って所得税課税世帯の病児保育利用料である児童1人1日につき2,000円を徴収してしまいました。

【対象者】

還付対象年度	対象世帯数	件数	還付額
平成24年度	2世帯	6件	6,000円
平成25年度	3世帯	13件	13,000円
平成26年度	3世帯	7件	7,000円
平成27年度	4世帯	5件	5,000円
平成28年度	5世帯	8件	8,000円
計	延17世帯	39件	39,000円

【内容】

病児保育利用料の算定において、市民税課税世帯については、所得税の課税状況を確認するべきところを、確認を怠り、所得税課税世帯として処理を行っていました。

▼判明した理由

担当者が、平成28年度の病児保育利用料の算定誤りに気づき、過年度分についても調査したところ算定誤りが判明したものです。

▼対象者への対応

算定誤りのあった対象者宅を訪問のうえ、お詫びし、病児保育利用料の差額を口座に還付いたします。

▼再発防止への取り組み

事務処理マニュアルを見直し、確認事項を明確化するとともに、病児保育利用料の算定時における複数の職員による確認により再発防止に努め、決裁段階での所属長等の管理職員によるチェック体制の強化を図ります。

▼問い合わせ先

- 所属：健康福祉部 子ども局 子育て支援課
- 担当：廣部・北村
- 電話番号：0740(25)8136
- ファックス：0740(25)5490